

巻 頭 言

地理的表示保護制度と
新たな農林水産省知的財産戦略について

農林水産省 食料産業局 知的財産課長 杉中 淳

農林水産省では、本年、新たな知的財産である地理的表示保護制度を開始するとともに、新たな知的財産戦略を策定しましたので、以下にその概要を紹介します。

○地理的表示保護制度

本年6月1日から「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が施行され、地理的表示保護制度の運用が開始されました。

この地理的表示保護制度は、品質等の特性が産地ならではの気候や、長年育まれた特別な生産方法と結び付いており、特定できるような名称が付されている地域のブランド産品を、地域共有の財産として保護することを目的としています。

本制度に登録されますと、産地と結び付いた産品の品質について国が「お墨付き」を与えることとなり、登録の証であるGIマークを付けることで他の産品との差別化が図られます。また、不正な地理的表示が使用されていた場合には国が取締りを行うこととなるため、地域のブランドを守ることが可能となります。

地域特産物は、農林水産物の中でも産地と結びつきが強いものも多く、本制度を活用し、そのブランドを保護・活用していくことにより、地域の活性化や伝統的な食文化の継承、輸出促進につながることを期待されているところです。

○新たな農林水産省知的財産戦略

農林水産省では、これまで「農林水産省知的財産戦略」に基づいた知的財産に係る施策を推進してきましたが、本年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、知的財産に関する施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、新たな農林水産省知的財産戦略を策定することとなりました。

策定に当たっては、「農林水産省知的財産戦略検討会」を設置し、外部の有識者による幅広い観点から現行戦略の取組を検証して総合的な検討を行い、本年5月に新たな戦略として「農林水産省知的財産戦略2020」を策定しました。

この戦略は、5年間を実施期間としており、今回は、食料産業等のグローバル化の

進展、地理的表示保護制度の導入等の近年の状況の変化を踏まえ、知的財産の活用による新たな価値の創出及び戦略的な知的財産マネジメントの推進に向けた具体的な対応方向を新たに盛り込んでいます。

また、戦略を着実かつ強力に実行するため、効果的な PDCA サイクルで随時点検し、必要に応じて戦略の見直しをすることとしています。

この戦略の中で種苗産業の競争力の強化策については、重要な具体策の一つの柱として位置づけられていますので、その概略をご紹介します。

植物新品種については、権利の保護を強化して権利者の正当な利益を守ることにより、新品種の開発の促進と国内農業・種苗産業の発展を図ります。

また、種苗法において、原則として育成者権の効力が及ばないとされる農業者による種苗の自家増殖について、植物の種類ごとに生産現場や種苗業界の実態を調査した上で、自家増殖についても育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大について検討しま

す。

一方、種苗の安定供給体制の確立のため、優良な種苗について、知的財産の保護を適切に図りつつ、それぞれの作物の状況に応じて安定供給を図ることが重要であるとしています。品種開発の場面においては、画期的な品種や、海外の市場も視野に据えた強みのある品種が求められていることから、ゲノム情報の解読、DNA マーカー選抜育種技術等を組み合わせた新たな育種技術の開発を推進します。

さらに、優れた品種は我が国食料産業等のバリューチェーンの原点であり、今後も優れた新品種を育成するためには、新たな遺伝資源の導入が不可欠であることから、海外遺伝資源の入手環境の整備に努めて参ります。

以上のように、農林水産省では、知的財産を戦略的に利活用する各種の取組を促進していきたいと考えておりますので、関係機関の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。